

官報

省令

○関税法第百四條、関稅定率法第十二條及び噸稅法第八條の規定に基き、附屬島しよを定める等の省令廢止

○地方団体に對し概算交付すべき昭和三十七年度分の地方財政平衡交付金の交付時期及び額の特別に関する規則

○海上保安大學校の名稱、位置及び内部組織に関する命令の一部改正

○連合國財産の引渡し命令
○連合國財産管理人解任命令
○連合國財産の引渡し命令
○連合國財産管理人解任命令
○連合國財産の引渡し命令
○連合國財産管理人解任命令

○第五光洋丸無線局の通信の相手方、周波數及び空中線電力變更
○嶺南禁止地域指定請求(富山県)

○千田未滿の國債証券等の千円未満の金額の繰上償還
○酒類販売業者指定の件の一部改正

○第四回薬剤師國家試驗實施地試験を行う場所、日時及び受験願書の提出期間等
○道路運送車両法により自動車型式について指定

○豊川金屋橋郵便局移転、改稱
○はわい丸託送受所等設置
○ばなま丸無線電報取扱所等設置
○真滝電報取扱所等廢止
○大阪第二統制電話中継所等廢止、改稱
○山形県小松都市計西区域變更

Table with 2 columns: Item description and page number. Includes items like '関税法第百四條、関稅定率法第十二條及び噸稅法第八條の規定に基き、附屬島しよを定める等の省令廢止' (309) and '地方団体に對し概算交付すべき昭和三十七年度分の地方財政平衡交付金の交付時期及び額の特別に関する規則' (310).

省令

○大藏省令第四十二号
関稅法等の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二十七号)の施行に伴い、関稅法第百四條、関稅定率法第十二條及び噸稅法第八條の規定に基き、附屬島しよを定める等の省令を廢止する省令を次のように定める。
昭和二十七年四月十六日
大藏大臣 池田 勇人

○関稅法第百四條、関稅定率法第十二條及び噸稅法第八條の規定に基き、附屬島しよを定める等の省令を廢止する省令

○地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二十一号)第十六條第二項の規定に基いて地方団体に對し概算交付すべき昭和三十七年度分の地方財政平衡交付金の交付時期及び額の特別に関する規則を左の通り定める。
昭和二十七年四月十六日
地方財政委員 野村 秀雄
員會委員長

規則

この省令は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二十一号)第十六條第二項の規定に基いて地方団体に對し概算交付すべき昭和三十七年度分の地方財政平衡交付金の交付時期及び額の特別に関する規則を左の通り定める。
昭和二十七年四月十六日
地方財政委員 野村 秀雄
員會委員長

庁令

○海上保安庁令第一号
海上保安大學校の名稱、位置及び内部組織に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。
昭和二十七年四月十六日
海上保安庁長官 柳沢 米吉

○海上保安大學校の名稱、位置及び内部組織に関する命令の一部を改正する命令
昭和二十七年四月十六日
海上保安大學校の名稱、位置及び内部組織に関する命令の一部を改正する命令
昭和二十六年海

○海上保安大學校の名稱、位置及び内部組織に関する命令の一部を改正する命令
昭和二十六年海

告示

上保安庁令第一号)の一部を次のように改正する。
第二條中「東京都」を「具市」に改める。
この命令は、昭和二十七年四月二十一日から施行する。

総理府告示第七十八号

連合國財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)第十三條第一項第三号の規定により、富士信託銀行株式会社(大阪市東区北浜五丁目二十一番地)に對し、その管理する左に掲げる財産を昭和二十七年四月十八日に、アーネスト・ウィリアム・ゼエムス(神戸市垂水区塩屋町百二十一番地の二)に引き渡すことを命じた。
昭和二十七年四月十六日
内閣總理大臣 吉田 茂

Table with 4 columns: 種類 (Type), 数量 (Quantity), 所在 (Location), 所在地 (Address). Includes items like '建物(家屋番号第百貳) 三棟總坪二百六十八坪九合' and '建物(家屋番号第貳百) 一棟六十六坪五合'.

総理府告示第七十九号

連合國財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)第十三條第一項第一号の規定により、左に掲げる財産に関する連合國財産管理人富士信託銀行株式会社(大阪市東区北浜五丁目二十一番地)を解任した。
昭和二十七年四月十六日
内閣總理大臣 吉田 茂
アーネスト・ウィリアム・ゼエムスに屬し又はその保管していたもので、現に富士信託銀行株式会社の管理する一切の財産

総理府告示第八十号

連合國財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)第十三條第一項第三号の規定により、朝日信託銀行株式会社(東京都千代田区丸の内二丁目二番地の一)に對し、その管理する左に掲げる財産を昭和二十七年四月二十日に、ウィリアム・ピー・スペンサーの相続人で且つ遺言執行者であるネット・エス・スペンサー(横浜市中区山下町四十五番地の甲)に引き渡すことを命じた。
昭和二十七年四月十六日
内閣總理大臣 吉田 茂

Table with 4 columns: 種類 (Type), 数量 (Quantity), 所在 (Location), 所在地 (Address). Includes items like '土地(宅地) 三十四坪三合' and '建物(家屋番号第貳) 一棟總坪五十坪八合'.

毎日文庫
第三五五号
郵便物
可日

●総務府告示第八十一号
連合国財産の返還等に関する政令
(昭和二十六年政令第六号)第十三條第一項第一号の規定により、左に掲げる財産に関する連合国財産管理人朝日信託銀行株式会社(東京都千代田区丸の内二丁目二番地の一)を解任した。

昭和二十七年四月十六日
内閣総理大臣 吉田 茂
ウイリアム・ビー・スペンサーに属し又はその保管していたもので、現に朝日信託銀行株式会社の管理する一切の財産

●総務府告示第八十二号
連合国財産の返還等に関する政令
(昭和二十六年政令第六号)第十三條第一項第三号の規定により、渡辺利秋、國家地方警察神奈川県本部及び未延三(以下略)に對し、それぞれその所有し、又は保管する左に掲げる財産を昭和二十七年四月二十日に、ウイリアム・ビー・

ペンサーの相続人で且つ遺言執行者であるネッテ・エス・スペンサー(横浜市中区山下町四十五番地の甲)に譲渡し、又は引き渡すことを命じた。
昭和二十七年四月十六日
内閣総理大臣 吉田 茂

●家地方警察神奈川県本部が保管するもの
種類 数量 所在地
動産 一点 國家地方警察神奈川県本部内
二 未延三(東京都渋谷区豊分町十一番地)の所有するもの
種類 数量 所在地
動産 七十一点 東京大学法学部研

●電波監理委員会告示第六百四十八号
昭和二十七年電波監理委員会告示第二九十一号第五号洋九無線局の通信の相手方、周波数及び空中線電力は、昭和二十七年四月九日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月十六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第六百四十九号
昭和二十六年電波監理委員会告示第六百八十八号日吉丸無線局の免許人は、昭和二十七年二月九日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月十六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第六百五十号
昭和二十六年電波監理委員会告示第九百三十六号わかさぎ無線局の周波数は、昭和二十六年九月二十七日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月十六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第六百五十一号
昭和二十六年電波監理委員会告示第六百二十九号やませみ無線局の周波数は、昭和二十六年八月二十七日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月十六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第六百五十二号
昭和二十六年電波監理委員会告示第三百三十八号ひらど無線局に、リーダーの設備を昭和二十六年九月十日設置したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月十六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第六百五十三号
昭和二十五年電波監理委員会告示第六百六十一号非常局の通信の相手方は、昭和二十七年四月二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月十六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第六百五十四号
昭和二十五年電波監理委員会告示第六百六十二号非常局の通信の相手方は、昭和二十七年四月二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月十六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第六百五十五号
昭和二十五年電波監理委員会告示第六百六十三号非常局の通信の相手方は、昭和二十七年四月二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月十六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第六百五十六号
昭和二十五年電波監理委員会告示第六百六十四号非常局の通信の相手方は、昭和二十七年四月二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月十六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第六百五十七号
昭和二十五年電波監理委員会告示第六百六十五号非常局の通信の相手方は、昭和二十七年四月二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月十六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第六百五十八号
昭和二十五年電波監理委員会告示第六百六十六号非常局の通信の相手方は、昭和二十七年四月二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月十六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第六百五十九号
昭和二十六年電波監理委員会告示第三百九十九号新興丸無線局の周波数は、昭和二十七年二月七日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月十六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第六百六十号
昭和二十六年電波監理委員会告示第二千三百四十四号新生丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年八月十一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月十六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第六百六十一号
昭和二十六年電波監理委員会告示第七百七十二号第一豊州丸無線局の呼出符号は、昭和二十六年十月十九日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月十六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第六百六十二号
昭和二十五年電波監理委員会告示第二百三十九号(無線局運用規則第四百十條の規定による航行警報を送信する局の運用の一部を次のように改正し、昭和二十七年四月一日から適用する。
昭和二十七年四月十六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

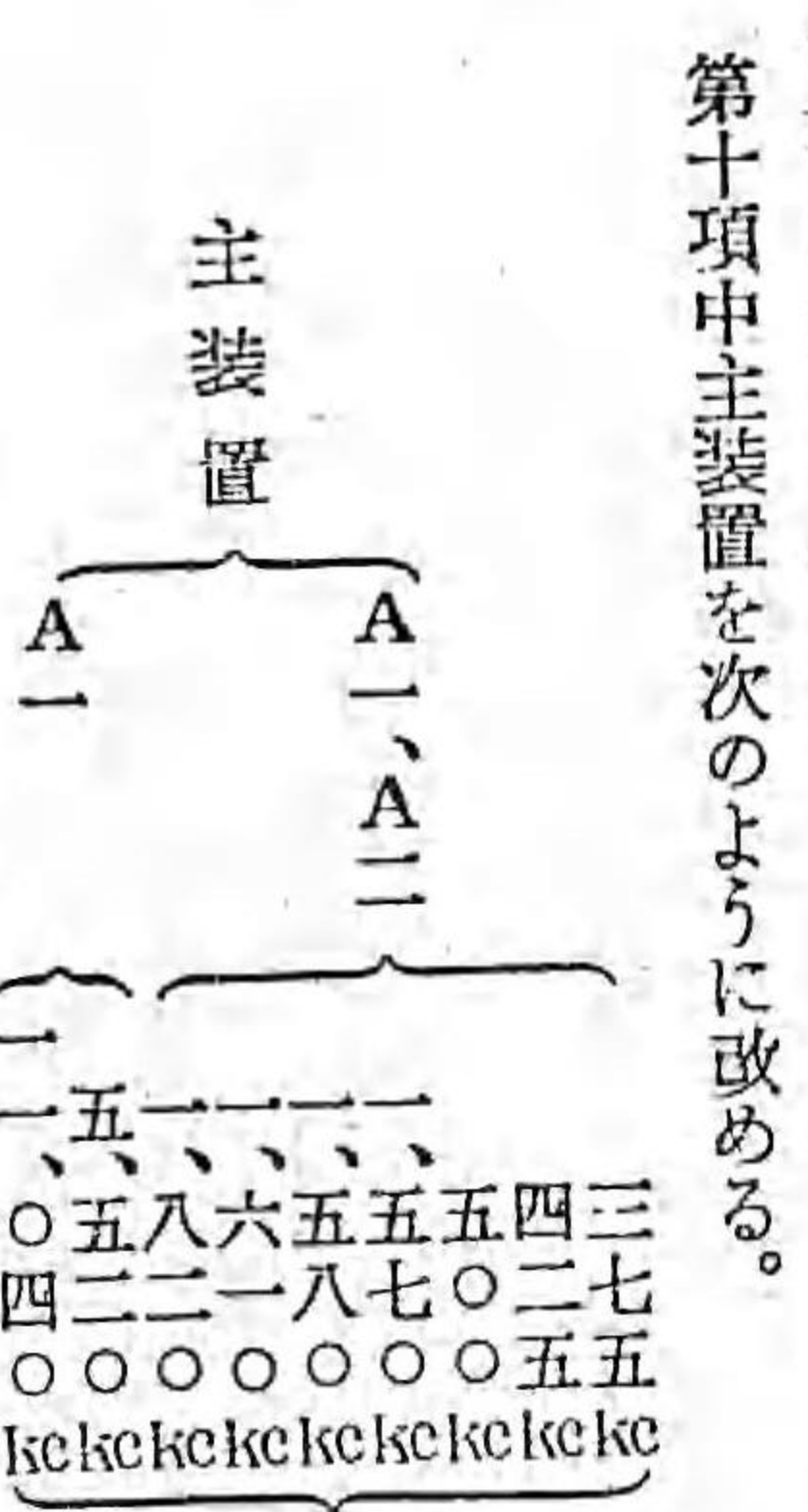
●電波監理委員会告示第六百六十三号
第一項中送信時刻及び通報事項欄を次のように改める。
昭和二十七年四月十六日

●電波監理委員会告示第六百六十四号
第一項中送信時刻及び通報事項欄を次のように改める。
昭和二十七年四月十六日

●電波監理委員会告示第六百六十五号
第一項中送信時刻及び通報事項欄を次のように改める。
昭和二十七年四月十六日

●電波監理委員会告示第六百六十六号
第一項中送信時刻及び通報事項欄を次のように改める。
昭和二十七年四月十六日

●電波監理委員会告示第六百六十七号
第一項中送信時刻及び通報事項欄を次のように改める。
昭和二十七年四月十六日



第十項中主装置を次のように改める。
主装置
A一、A二
A一、A二、A三、A四、A五、A六、A七、A八、A九、A一〇、A一一、A一二、A一三、A一四、A一五、A一六、A一七、A一八、A一九、A二〇、A二一、A二二、A二三、A二四、A二五、A二六、A二七、A二八、A二九、A三〇、A三一、A三二、A三三、A三四、A三五、A三六、A三七、A三八、A三九、A四〇、A四一、A四二、A四三、A四四、A四五、A四六、A四七、A四八、A四九、A五〇、A五一、A五二、A五三、A五四、A五五、A五六、A五七、A五八、A五九、A六〇、A六一、A六二、A六三、A六四、A六五、A六六、A六七、A六八、A六九、A七〇、A七一、A七二、A七三、A七四、A七五、A七六、A七七、A七八、A七九、A八〇、A八一、A八二、A八三、A八四、A八五、A八六、A八七、A八八、A八九、A九〇、A九一、A九二、A九三、A九四、A九五、A九六、A九七、A九八、A九九、A一〇〇、A一〇一、A一〇二、A一〇三、A一〇四、A一〇五、A一〇六、A一〇七、A一〇八、A一〇九、A一一〇、A一一一、A一一二、A一一三、A一一四、A一一五、A一一六、A一一七、A一一八、A一一九、A一二〇、A一二一、A一二二、A一二三、A一二四、A一二五、A一二六、A一二七、A一二八、A一二九、A一三〇、A一三一、A一三二、A一三三、A一三四、A一三五、A一三六、A一三七、A一三八、A一三九、A一四〇、A一四一、A一四二、A一四三、A一四四、A一四五、A一四六、A一四七、A一四八、A一四九、A一五〇、A一五一、A一五二、A一五三、A一五四、A一五五、A一五六、A一五七、A一五八、A一五九、A一六〇、A一六一、A一六二、A一六三、A一六四、A一六五、A一六六、A一六七、A一六八、A一六九、A一七〇、A一七一、A一七二、A一七三、A一七四、A一七五、A一七六、A一七七、A一七八、A一七九、A一八〇、A一八一、A一八二、A一八三、A一八四、A一八五、A一八六、A一八七、A一八八、A一八九、A一九〇、A一九一、A一九二、A一九三、A一九四、A一九五、A一九六、A一九七、A一九八、A一九九、A二〇〇、A二〇一、A二〇二、A二〇三、A二〇四、A二〇五、A二〇六、A二〇七、A二〇八、A二〇九、A二一〇、A二一一、A二一二、A二一三、A二一四、A二一五、A二一六、A二一七、A二一八、A二一九、A二二〇、A二二一、A二二二、A二二三、A二二四、A二二五、A二二六、A二二七、A二二八、A二二九、A二三〇、A二三一、A二三二、A二三三、A二三四、A二三五、A二三六、A二三七、A二三八、A二三九、A二四〇、A二四一、A二四二、A二四三、A二四四、A二四五、A二四六、A二四七、A二四八、A二四九、A二五〇、A二五一、A二五二、A二五三、A二五四、A二五五、A二五六、A二五七、A二五八、A二五九、A二六〇、A二六一、A二六二、A二六三、A二六四、A二六五、A二六六、A二六七、A二六八、A二六九、A二七〇、A二七一、A二七二、A二七三、A二七四、A二七五、A二七六、A二七七、A二七八、A二七九、A二八〇、A二八一、A二八二、A二八三、A二八四、A二八五、A二八六、A二八七、A二八八、A二八九、A二九〇、A二九一、A二九二、A二九三、A二九四、A二九五、A二九六、A二九七、A二九八、A二九九、A三〇〇、A三〇一、A三〇二、A三〇三、A三〇四、A三〇五、A三〇六、A三〇七、A三〇八、A三〇九、A三一〇、A三一〇KW

●電波監理委員会告示第六百六十三号
昭和二十五年電波監理委員会告示第六百六十一号非常局の通信の相手方は、昭和二十七年四月二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月十六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第六百六十四号
昭和二十五年電波監理委員会告示第六百六十二号非常局の通信の相手方は、昭和二十七年四月二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月十六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第六百六十五号
昭和二十五年電波監理委員会告示第六百六十三号非常局の通信の相手方は、昭和二十七年四月二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月十六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第六百六十六号
昭和二十五年電波監理委員会告示第六百六十四号非常局の通信の相手方は、昭和二十七年四月二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月十六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第六百六十七号
昭和二十五年電波監理委員会告示第六百六十五号非常局の通信の相手方は、昭和二十七年四月二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月十六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第六百六十八号
昭和二十五年電波監理委員会告示第六百六十六号非常局の通信の相手方は、昭和二十七年四月二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月十六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第六百六十九号
昭和二十五年電波監理委員会告示第六百六十七号非常局の通信の相手方は、昭和二十七年四月二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月十六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第六百七十号
昭和二十五年電波監理委員会告示第六百六十八号非常局の通信の相手方は、昭和二十七年四月二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月十六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第六百七十一号
昭和二十五年電波監理委員会告示第六百六十九号非常局の通信の相手方は、昭和二十七年四月二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月十六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第六百七十二号
昭和二十五年電波監理委員会告示第六百七十号非常局の通信の相手方は、昭和二十七年四月二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月十六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第六百七十三号
昭和二十五年電波監理委員会告示第六百七十一号非常局の通信の相手方は、昭和二十七年四月二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月十六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第六百七十四号
昭和二十五年電波監理委員会告示第六百七十二号非常局の通信の相手方は、昭和二十七年四月二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月十六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

313 昭和27年4月16日 水曜日 官 報

第7581号

<p>●大蔵省告示第六百八十一号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第四十三号)第三 條及び第五條の規定により、佐賀相互 第二回の本定期預金の細目等を次の ように定める。</p> <p>昭和二十七年四月十六日 大蔵大臣 池田 勇人</p> <p>一 名 称 佐賀相互第二回の本 定期預金</p> <p>二 條 件 (一) 契約期間 六月 (二) 預入金額 一口千円 (三) 取戻の時期 昭和二十七年四月十 六日から同年六月十 四日まで。</p> <p>四 割 増 金 預入金額一口ごとに 一個の抽せん権を附 与し、抽せん権一萬 個をもつて一組と す。</p>		<p>●大蔵省告示第六百八十一号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第四十三号)第三 條及び第五條の規定により、多度津信 用組合第一回割増金附貯蓄定期貯金の 細目等を次のように定める。</p> <p>昭和二十七年四月十六日 大蔵大臣 池田 勇人</p> <p>一 名 称 多度津信用組合第一 回割増金附貯蓄定期 貯金</p> <p>二 條 件 (一) 契約期間 六月 (二) 預入金額 一口千円 (三) 取戻の時期 昭和二十七年四月十 六日から同年六月十 四日まで。</p> <p>四 割 増 金 預入金額一口ごとに 一個の抽せん権を附 与し、抽せん権千個 をもつて一組とし、 各組につき次のとお りとする。</p>		<p>●大蔵省告示第六百八十一号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第四十三号)第三 條及び第五條の規定により、三里村農 協第一回割増金附貯蓄定期貯金の細目 等を次のように定める。</p> <p>昭和二十七年四月十六日 大蔵大臣 池田 勇人</p> <p>一 名 称 三里村農協第一回割 増金附貯蓄定期貯金</p> <p>二 條 件 (一) 契約期間 一年 (二) 預入金額 一口千円 (三) 取戻の時期 昭和二十七年四月十 五日まで。</p> <p>四 割 増 金 預入金額一口ごとに 一個の抽せん権を附 与し、抽せん権千個 をもつて一組とし、 各組につき次のとお りとする。</p>		<p>●大蔵省告示第六百八十四号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第四十三号)第三 條の規定により、東調布信用金庫第四 回がらか積金の細目を次のように定 める。</p> <p>昭和二十七年四月十六日 大蔵大臣 池田 勇人</p> <p>一 名 称 東調布信用金庫第四 回がらか積金</p> <p>二 條 件 (一) 預金の種類 定期積金 (二) 契約期間 一年 (三) 給付金額 一口二万二千円 (四) 掛金の回数 千円 十二回 (五) 抽せん回数 抽せんは一回とし、 給付金額一口ごとに 一個の抽せん権を附 与する。</p> <p>第一回の抽せんは、 第六回までの掛金払 込済の契約をもつて、 第二回の抽せんは、 全掛金払込済の 契約をもつて、それ ぞれ組を編成する。</p>		<p>●大蔵省告示第六百八十二号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第四十三号)第三 條及び第五條の規定により、三里村農 協第一回割増金附貯蓄定期貯金の細目 等を次のように定める。</p> <p>昭和二十七年四月十六日 大蔵大臣 池田 勇人</p> <p>一 名 称 三里村農協第一回割 増金附貯蓄定期貯金</p> <p>二 條 件 (一) 契約期間 六月 (二) 預入金額 一口千円 (三) 取戻の時期 昭和二十七年四月十 六日から同年六月十 四日まで。</p> <p>四 割 増 金 預入金額一口ごとに 一個の抽せん権を附 与し、抽せん権千個 をもつて一組とし、 各組につき次のとお りとする。</p>		<p>●大蔵省告示第六百八十二号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第四十三号)第三 條及び第五條の規定により、三里村農 協第一回割増金附貯蓄定期貯金の細目 等を次のように定める。</p> <p>昭和二十七年四月十六日 大蔵大臣 池田 勇人</p> <p>一 名 称 三里村農協第一回割 増金附貯蓄定期貯金</p> <p>二 條 件 (一) 契約期間 六月 (二) 預入金額 一口千円 (三) 取戻の時期 昭和二十七年四月十 六日から同年六月十 四日まで。</p> <p>四 割 増 金 預入金額一口ごとに 一個の抽せん権を附 与し、抽せん権千個 をもつて一組とし、 各組につき次のとお りとする。</p>		<p>●大蔵省告示第六百八十二号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第四十三号)第三 條及び第五條の規定により、三里村農 協第一回割増金附貯蓄定期貯金の細目 等を次のように定める。</p> <p>昭和二十七年四月十六日 大蔵大臣 池田 勇人</p> <p>一 名 称 三里村農協第一回割 増金附貯蓄定期貯金</p> <p>二 條 件 (一) 契約期間 六月 (二) 預入金額 一口千円 (三) 取戻の時期 昭和二十七年四月十 六日から同年六月十 四日まで。</p> <p>四 割 増 金 預入金額一口ごとに 一個の抽せん権を附 与し、抽せん権千個 をもつて一組とし、 各組につき次のとお りとする。</p>		<p>●大蔵省告示第六百八十二号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第四十三号)第三 條及び第五條の規定により、三里村農 協第一回割増金附貯蓄定期貯金の細目 等を次のように定める。</p> <p>昭和二十七年四月十六日 大蔵大臣 池田 勇人</p> <p>一 名 称 三里村農協第一回割 増金附貯蓄定期貯金</p> <p>二 條 件 (一) 契約期間 六月 (二) 預入金額 一口千円 (三) 取戻の時期 昭和二十七年四月十 六日から同年六月十 四日まで。</p> <p>四 割 増 金 預入金額一口ごとに 一個の抽せん権を附 与し、抽せん権千個 をもつて一組とし、 各組につき次のとお りとする。</p>	
---	--	--	--	---	--	--	--	---	--	---	--	---	--	---	--

昭和27年4月16日 水曜日 官 報 第7581号 312

土地調整委員会告示第十号

土地調整委員会に対し、区域禁止地
域の指定の請求があつたから、土地調
整委員会設置法(昭和二十五年法律第
二百九十二号)第二十二條第二項及び
土地調整委員会設置法施行規則(昭和
二十六年土地調整委員会規則第二号)
第七條の規定により、次のように公示
する。

昭和二十七年四月十六日

土地調整委 員会委員長 我妻 栄

一 請求者名 内閣総理大臣 吉田 茂

二 区域の所在 富山県下新川郡愛本
村及び内山村、同県
中新川郡立山村並び
に同県上新川郡大山
村の各区域内

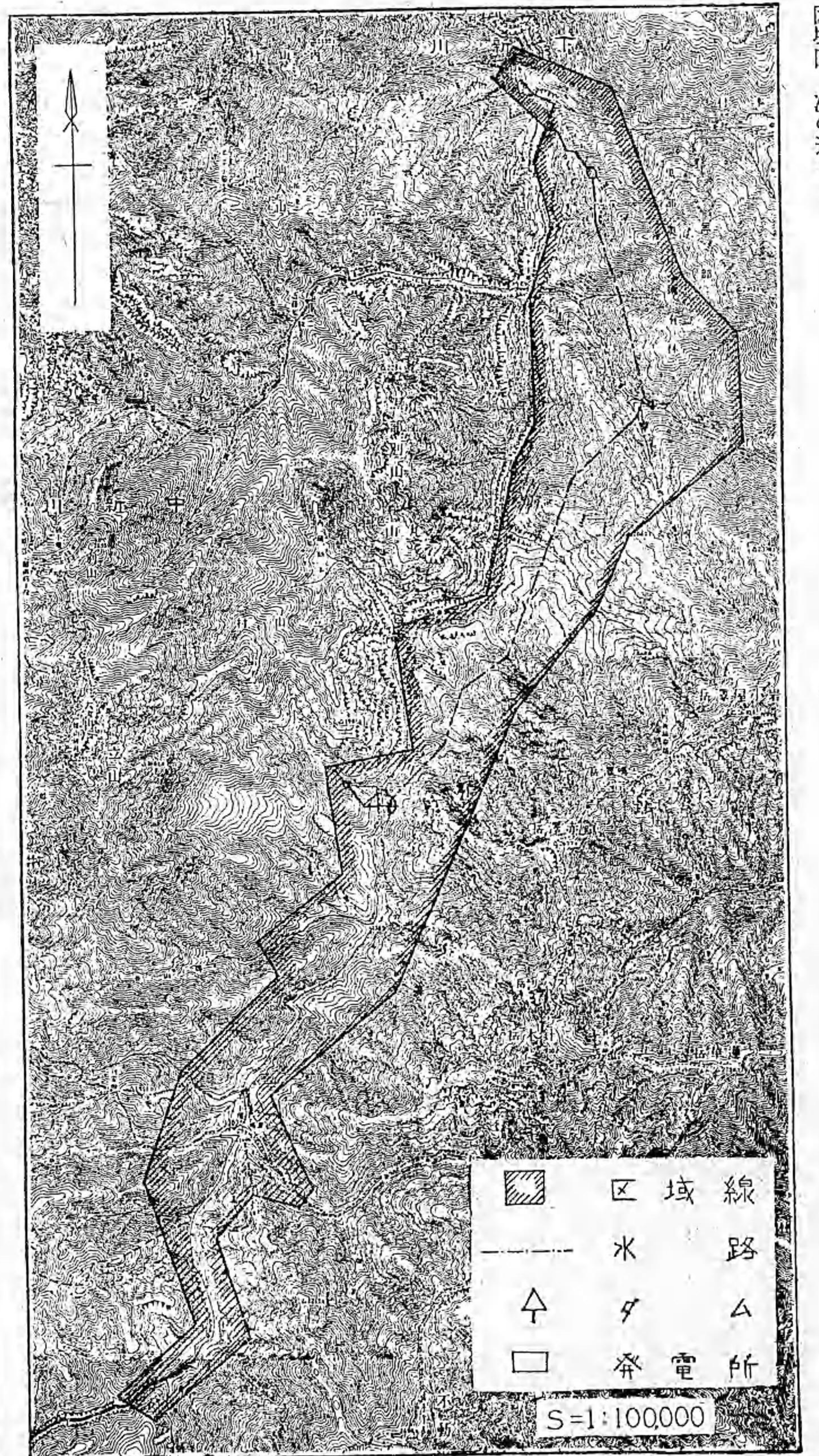
三 区域の面積 二、八二八ヘクタ
ル

四 鉱物の名称 鉱業法(昭和二十五
年法律第二百八十九
号)第三條に規定す
る鉱物全部

五 請求の理由の要旨

本地域は、関西電力株式会社の電
源開発六ヶ年計画に含まれる黒部川
第四水力発電所工事計画用地に該
当し、同工事は昭和二十七年七月か
ら準備工事に着手し、昭和三十四年
十二月末全工事完成の予定である
が、本区域内に鉱業権が設定せられ
鉱物の掘採が行われるならば、本計
画に甚大なる影響を及ぼすばかりで
なく完成後の取壊、発電所の諸施設
を完全に保全することは困難であ
る。

六 区域図 次の通り。



備考

1 土地調整委員会設置法施行規則
第八條の規定により、本件に關し
審問を受けようとする者(土地所
有者、土地に關して権利を有する
者、鉱業権者、鉱業出願人その他
の利害關係人は、同條の規定によ
り、その氏名(二人以上同意見の
場合は連署してその代表者名によ
り)、職業、住所並びにその述べ
ようとする意見の要旨及び理由を
記載した文書を昭和二十七年五月

十日までに、東京都文京区小石川
町一ノノ十二土地調整委員会
(日本発送電株式会社事務所内)に
提出されたい。

2 審問についての詳細は、おつて
通知する。

3 聴聞会については、おつて官報
で公示する。

●大蔵省告示第六百七十九号
額面金額千円未満の国債証券及び千
円未満の金額のある登録国債の当該千

円未満の金額は、昭和二十七年六月一
日において繰上償還する。

●大蔵省告示第六百八十号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第四十三号)第三
條及び第五條の規定により、第五回青
和福定期預金の細目等を次のように
定める。

昭和二十七年四月十六日
大蔵大臣 池田 勇人

一 名 称 第五回青和福定期
預金

二 條 件
(一) 契約期間 六月
(二) 預入金額 一口千円
(三) 取戻の時期 昭和二十七年四月十
五日まで。

四 割 増 金 預入金額一口ごとに
一個の抽せん権を附
与し、抽せん権一萬
個をもつて一組と
す。

317 昭和27年4月16日 水曜日

官報

第7581号

建設省告示第四百七号
 建設省告示第四百八号
 建設省告示第四百九号
 建設省告示第四百十号
 建設省告示第四百十一号
 建設省告示第四百十二号
 建設省告示第四百十三号
 建設省告示第四百十四号
 建設省告示第四百十五号
 建設省告示第四百十六号
 建設省告示第四百十七号
 建設省告示第四百十八号
 建設省告示第四百十九号
 建設省告示第四百二十号
 建設省告示第四百二十一号
 建設省告示第四百二十二号
 建設省告示第四百二十三号
 建設省告示第四百二十四号
 建設省告示第四百二十五号

建設省告示第四百三十四号
 建設省告示第四百三十五号
 建設省告示第四百三十六号
 建設省告示第四百三十七号
 建設省告示第四百三十八号
 建設省告示第四百三十九号
 建設省告示第四百四十号
 建設省告示第四百四十一号
 建設省告示第四百四十二号
 建設省告示第四百四十三号
 建設省告示第四百四十四号
 建設省告示第四百四十五号
 建設省告示第四百四十六号
 建設省告示第四百四十七号
 建設省告示第四百四十八号
 建設省告示第四百四十九号
 建設省告示第四百五十号

建設省告示第四百五十一号
 建設省告示第四百五十二号
 建設省告示第四百五十三号
 建設省告示第四百五十四号
 建設省告示第四百五十五号
 建設省告示第四百五十六号
 建設省告示第四百五十七号
 建設省告示第四百五十八号
 建設省告示第四百五十九号
 建設省告示第四百六十号
 建設省告示第四百六十一号
 建設省告示第四百六十二号
 建設省告示第四百六十三号
 建設省告示第四百六十四号
 建設省告示第四百六十五号

建設省告示第四百六十六号
 建設省告示第四百六十七号
 建設省告示第四百六十八号
 建設省告示第四百六十九号
 建設省告示第四百七十号
 建設省告示第四百七十一号
 建設省告示第四百七十二号
 建設省告示第四百七十三号
 建設省告示第四百七十四号
 建設省告示第四百七十五号
 建設省告示第四百七十六号
 建設省告示第四百七十七号
 建設省告示第四百七十八号
 建設省告示第四百七十九号
 建設省告示第四百八十个

国会事項

衆議院
 四月十四日議事日程は
 四月十五日議事日程は
 四月十六日議事日程は
 四月十七日議事日程は
 四月十八日議事日程は
 四月十九日議事日程は
 四月二十日議事日程は
 四月二十一日議事日程は
 四月二十二日議事日程は
 四月二十三日議事日程は
 四月二十四日議事日程は
 四月二十五日議事日程は
 四月二十六日議事日程は
 四月二十七日議事日程は
 四月二十八日議事日程は
 四月二十九日議事日程は
 四月三十日議事日程は

叙任及び辞令

内閣府
 四月十四日
 四月十五日
 四月十六日
 四月十七日
 四月十八日
 四月十九日
 四月二十日
 四月二十一日
 四月二十二日
 四月二十三日
 四月二十四日
 四月二十五日
 四月二十六日
 四月二十七日
 四月二十八日
 四月二十九日
 四月三十日

解散公告(第一回)
 当会社は昭和二十七年二月二十九日
 総社員の同意により解散したので当会
 社に債権を有する方は本広告掲載の日
 より二箇月以内に申出下さい。この
 期間内に申出ない時は清算から除斥
 します。

女神原紙

金松堂の
増写版
 附 属 一 切
 高 級 事 務 用 品

VENUS LION

東京都台東区上野西黒門町11番地(都電黒門町下車)
 電話 下 谷 (83) 2718・3840 番

女神インキ工業株式会社

昭和二十七年四月十一日
 奈良市元興寺町三十七番地
 奈良砂糖合資会社
 清算人 荻田彌兵衛

解散公告
 当会社は昭和二十七年一月二十四日
 の株主総会の決議により解散致しまし
 たから会社の債権者は本広告掲載の日
 より二箇月以内に御申出下さい。若し
 期間内に御申出のない時は清算より除
 斥します。

昭和二十七年三月十一日
 札幌市南一条西三丁目
 京屋商事株式会社

合併公告
 次の甲、乙、丙会社は昭和二十七年
 四月十日の臨時株主総会にて甲は乙、丙
 を合併して存続しその権利義務を承継
 し、乙及び丙は解散する決議をした。こ
 の合併に異議ある方は本広告掲載の日
 から二箇月以内に申出下さい。

昭和二十七年四月十六日
 名古屋市熱田区高蔵町五十九番
 地
 甲 雙産商事株式会社
 名古屋市熱田区高蔵町五十九番
 地
 乙 株式会社東港運送店
 名古屋市熱田区内田町三番地
 丙 名古屋汽船運送株式会社

株式併合公告
 当社は昭和二十六年八月二十一日の
 臨時株主総会にて発行済株式に付き
 一株百円の株式百株を併合して一株
 として金額を一万円とする事を決議
 致しました。就ては昭和二十七年七月
 二十五日迄に貴店御所有の株数全部を
 当社に御提出下さい。

昭和二十七年四月十日
 和歌山市駿河町十番地
 和歌山金融商事株式会社

株主各位
 会社設立公告
 一、商号 有限会社四国交通事業社
 二、所在地 高松市新湊町二六番地
 三、資本金 五十万円(金額払込済)
 四、目的
 (一)日本国有鉄道自動車輸送に關連す
 る旅客荷扱及貨物の取扱
 (二)日本国有鉄道自動車線有料広告の
 取扱
 (三)日本国有鉄道自動車線に於ける構
 内営業
 (四)自動車及部品の修理販売
 (五)前各号に附帯する一切の業務
 五、設立年月日 昭和二十七年四月十
 五日
 六、代表役員氏名
 代表取締役 石津 昇
 専務取締役 小泉 正広
 常務取締役 阿川 朝一

株式併合実施並に株券提出方公告
 昭和二十七年四月三日の臨時株主総
 会に於て左の通り決議したから公告す
 る。

四月十四日付参会第二十九号二四頁
 同十五日付第四十号八頁

一、当会社現在の株式十株を一株に併
 合して額面株式一株の金額を金五百
 円として各株主に対してはその所有
 十株に對し併合新株式一株の割合を
 以て交付する。
 二、併合に適さない数の株式について
 は新たに発行する株式を競売又は売
 却しその株数に応じてその代金を交
 附する。
 三、株主は現在所有の株式を自昭和二
 十七年四月十五日迄昭和二十七年七

近日中第四回配本 (刑事法篇 2 卷)

編集 胖男郎 木宅正三 八三松
 監修 一英 野穂積 重遠

新判例体系

公法篇 2 卷・民事法篇 1 卷・刑事法篇 3 卷
 A 5 判挿入式・総皮クロス特製
 全六卷 7,000 頁・一卷 1,200 円・各編分頒ス

申込一万部突破! 全巻四月中完成

新日本法規出版株式会社
 東京都新宿区西大久保 2 の 185
 名古屋市中区南園町 2 の 52
 大阪市東区瓦町 1 の 10
 福岡市箱崎海門戸町 3264

第一期貸借対照表
 昭和二十六年十二月三十一日現在

資産の部	負債の部
現金	借入金
預金	未払金
売掛金未収入金	入金
固定資産	入金
期末在庫品	入金
合計	合計
二、九四三、一九八・三	四九〇、〇〇〇・〇
二、〇〇〇、〇〇〇・〇	五〇四、七九四・〇
一、四六三、九〇二・五九	五〇四、四八三・五五
一、五〇〇、〇七〇・四四	
二、九四三、一九八・三	

月十四日の期間に本社に提出された
 四、現在の株式は昭和二十七年七月十
 四日截止し翌七月十五日より新株式
 を発行する。
 右に對し異議ある株主及び債権者は
 昭和二十七年七月十五日迄に当会社
 に出られたし。

昭和二十七年四月七日
 京都市中京区鉄屋町姉小路上ル
 小白山町二七七 終家株式会社
 取締役社長 西村善三郎

第十六期決算公告
 貸借対照表
 昭和二十六年十二月三十一日現在

資本金	八〇〇、〇〇〇・〇
当期利益金	六三三、九〇・五八
合計	一、四三三、九〇一・五八
昭和二十七年三月	
資本金	一、四三三、九〇一・五八
当期利益金	二、九四三、一九八・三
合計	四、三七七、〇九九・八八

第四十四期決算公告
 貸借対照表
 昭和二十六年十二月三十一日現在

資産の部	負債の部
現金	借入金
預金	未払金
売掛金未収入金	入金
固定資産	入金
期末在庫品	入金
合計	合計
二、九四三、一九八・三	四九〇、〇〇〇・〇
二、〇〇〇、〇〇〇・〇	五〇四、七九四・〇
一、四六三、九〇二・五九	五〇四、四八三・五五
一、五〇〇、〇七〇・四四	
二、九四三、一九八・三	

貸借対照表
 昭和二十七年三月三十一日現在

現金	三、八七六、四九四・八四
預金	一、八四一、八九〇・〇〇
売掛金未収入金	四九四、四五七・五七九
固定資産	八、三四六、〇四三・五五
期末在庫品	二〇一、九六五・〇〇
合計	七、三九一、九六二・九六
借入金	一、三、四六七、一八・五二
未払金	一、五、四四一、六一・〇〇
入金	一、五、四四一、六一・〇〇
合計	二、九、三五〇、九四・五二
合計	二、九、三五〇、九四・五二

明治二十五年第三種郵便物認可
 三月三十一日
 四月十四日付参会第二十九号二四頁
 同十五日付第四十号八頁
 東京印刷所
 東京都新宿区市谷本村町一五
 電話九段(33)三三三・三三三
 振替東京一九〇〇〇〇〇〇〇〇